

徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第十二号

徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県農林水産関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、別表の九十の項から九十三の項までに掲げる事務に係る手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表に次のように加える。

九十 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十九条第三項の規定に基づく機械集材装置運転特別教育

九十一 労働安全衛生法第七十六条第一項の規定に基づく技能講習

三、一三〇円

イ はい作業主任者技能講習 二、〇〇〇円

ロ 小型移動式クレーン運転技能講習 五、〇〇〇円

ハ フォークリフト運転技能講習 八、〇〇〇円

ニ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削

---

九十二 林業架線作業主任者免許規程（昭和四十七年労働省告示第九十六号）第一条第五号の規定に基づく林業架線作業に関する講習

九十三 新たに林業に就業するために必要な森林林業に関する基本的な知識及び林業労働安全に関する研修

---

用）運転技能講習 一三、〇〇〇円

ホ 玉掛け技能講習 九、〇〇〇円

一七、〇〇〇円

一、〇三〇円

---

（徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第二条** 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「又は林業」を削る。

第四条から第六条までを次のように改める。

**第四条から第六条まで** 削除

第十条第一項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

附則第四項中「第八条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

**附 則**

この条例は、令和八年四月一日から施行する。